

見附市教育委員会告示第3号

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年2月19日

見附市教育委員会教育長 渡 邊 茂 夫

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、居宅を訪問支援員等が訪問し、家事・育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は見附市とし、あらかじめ教育長が委託契約を締結した事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象は、見附市内に住所を有し、次に掲げる事由のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭又はこれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭又はこれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦のいる家庭
- (4) その他教育長が特に支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）のいる家庭

(訪問支援員の要件)

第4条 訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業を適切に実施できる者として教育長が適当であると認めた者とする。

2 教育長が適当と認める研修を修了した者

3 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(利用申請等)

第5条 事業を利用しようとする者は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、教育長は、子育て世帯訪問支援事業委託通知書（別記様式第3号）により受託者に通知するものとする。

3 申請者は、前項で承認された利用内容を変更しようとするときは、直ちに子育て世帯訪問支援事業利用変更（中止）申請書（別記様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

4 教育長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業利用変更（中止）承認通知書（別記様式第5号）により保護者に通知するものとする。

5 第1項及び第3項に規定する申請は、特に緊急を要する場合にあっては、事業

を利用した後において提出することができる。

(利用の取消し)

第6条 教育長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項及び第4項の規定による利用の承認を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) その他教育長が不適当と認めたとき。

(費用の負担)

第7条 利用者は、事業の利用に要した費用の一部を別表に定めるとおり負担しなければならない。

2 利用者は、前項の利用者負担額とは別に、食材料費、買物に係る実費等を負担するものとする。

(実績報告)

第8条 委託事業所は、当該月にこの事業を実施した実績について、子育て世帯訪問支援事業実績報告書(別記様式第6号)により、速やかに教育長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

世帯区分	利用者負担額(1時間当たり)
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	300円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円
その他世帯	1,500円

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第1号（第5条関係） |

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先）見附市 教育委員会教育長

申請者

住所 見附市

氏名

お子さんとの
続柄

緊急連絡先 連絡先名（ ）電話番号

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づく事業を利用したいので、次のとおり申請します。なお、本申請の審査にあたり、私の世帯の税務資料の閲覧について承諾します。

ふりがな 利用者の 氏名・性別	男 ・ 女
利用者の 生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳 か月）
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
申請理由	
内容	依頼するものに○をつけてください。 ・調理 ・住居の掃除、整理整頓 ・洗濯 ・買物、受診等の付添 ・その他（ ）
世帯状況	☐ 生活保護世帯 ☐ 市町村民税非課税世帯 ☐ 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 ☐ その他
特記事項	

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用承認（不承認）通知書

年 月 日

申請者

様

見附市教育委員会教育長

下記のとおり、子育て世帯訪問支援事業利用を承認（不承認）としましたので通知します。

記

利用者名	
住 所	見附市
生年月日	年 月 日
保護者氏名	
利用開始日時	年 月 日 時
利用終了日時	年 月 日 時
利 用 料	円
（利用単価×日数）	（1日あたり 円 × 日間）
その他 （不承認の理由）	

※利用者負担額は利用後、市からお送りする納入通知書でお支払いください。

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

子育て世帯訪問支援事業委託通知書

年 月 日

事業所

_____様

見附市教育委員会教育長

下記のとおり、子育て世帯訪問支援事業利用を承認しましたので通知します。

記

利用者名	
生年月日・年齢	年 月 日（ 歳）
性別	
保護者氏名	
申請理由	
利用開始日時	年 月 日 時
利用終了日時	年 月 日 時
その他 （特記事項など）	

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第4号（第5条関係） |

子育て世帯訪問支援事業利用変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）見附市教育委員会教育長

申請者

住所 見附市

氏名

お子さん
との続柄

電話

下記のとおり、利用内容を変更（中止）したいので申請します。

ふりがな			
利用者の 氏名・性別	男 ・ 女		
利用者の 生年月日	年 月 日		
変更内容 (該当する項目に☑を 付け、内容をお書きくだ さい。)		変更前	変更後
	☐ 日時の変更		
	☐ 利用の中止		
	☐ その他の変更		
変更理由			

別記様式第5号（第5条関係）

別記様式第5号（第5条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用変更（中止）承認通知書

年 月 日

申請者

様

見附市教育委員会教育長

下記のとおり、利用内容を変更（中止）しましたので通知します。

ふりがな			
利用者の氏名・性別	男 ・ 女		
利用者の生年月日	年 月 日		
変更内容		変更前	変更後
	☐ 日時の変更		
	☐ 利用の中止		
	☐ その他の変更		
変更理由			

別記様式第 6 号（第 8 条関係）

別記様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

子育て世帯訪問支援事業実績報告書

（ 年 月分）

（宛先）見附市教育委員会教育長

住 所

法人名

事業所名

代表者職氏名

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 8 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事業実施内訳書

利用者名	利用者の生年月日	利用期間 (日数)
	年 月 日	日～ 日（ 日間）
	年 月 日	日～ 日（ 日間）
	年 月 日	日～ 日（ 日間）
	年 月 日	日～ 日（ 日間）